

応募要件についてのQ A

	質問	回答
Q 1	応募要件(2)について、事業者のホームページが無い場合は応募できないのか？	顧客等への情報発信ツールとして、ホームページを基本としていますが、ホームページが無い場合は、同等の情報発信の方法に代えることも可としますので、ご相談ください。
Q 2	応募要件(3)について、「新町家の普及啓発に係る取組」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか？	例えば、以下のようなものを想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・自社ホームページやチラシ等に新町家についての情報を掲載することで、顧客等にPRをする。 ・自社ホームページに新町家の専用ページを設ける。 ・「新町家のすすめ」に掲げる新町家の指針を取り入れた住宅のオープンハウスを実施。 <p style="text-align: right;">等</p>
Q 3	応募要件(4)について、「建築又は改修を手掛けた実績がある」というのは、設計の実績か？又は施工の実績か？	応募要件(1)の、設計、施工又は供給の実績です。
Q 4	応募要件(4)について、事業者の実績要件の対象を平成19年9月1日以降の建築又は改修に限定している理由は？	京都市内で住宅の建築を検討中の方の参考となるよう、近年の京都市内での実績としています。 また、新景観政策が始まった平成19年9月1日以降とすることで、現行の景観規制にも一定対応できる事業者の能力を図るためです。
Q 5	応募要件(4)について、対象は木造に限っているのか？	構造は特に限定していません。木造だけでなく、鉄筋コンクリート造や鉄骨造なども対象になります。